



監査概要

2026年7月 Fairtrade Label Japan

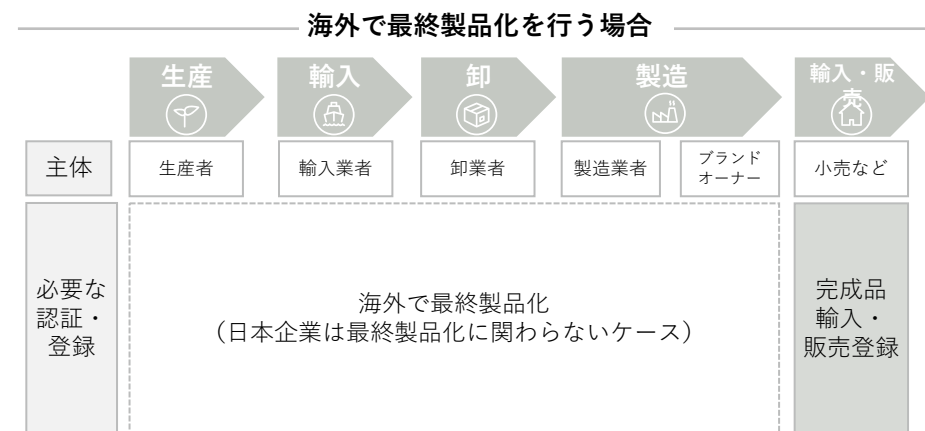
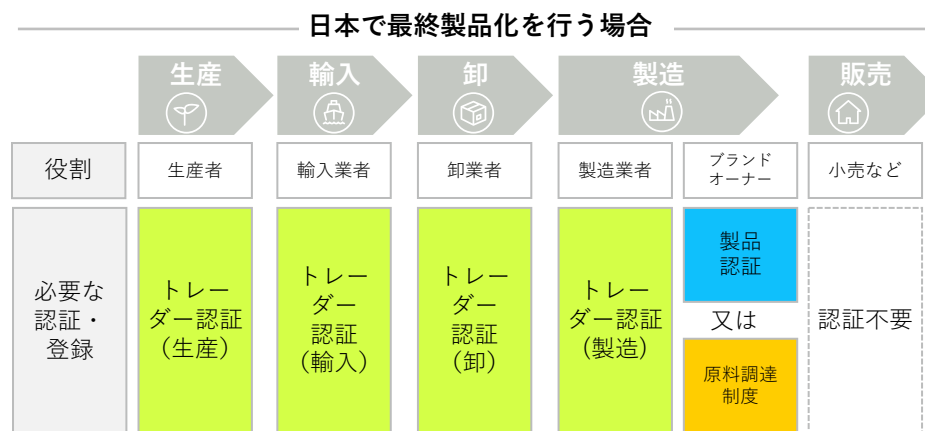
国際フェアトレード認証の全体像



【国際フェアトレード認証サービスの全体像】

	サービス	対象	内容
国際フェアトレード認証	トレーダー認証 (輸入・卸・製造)	輸入・卸・製造事業者	事業者が、基準を満たして認証製品・原料の輸入・卸・製造を行うことを認証
	製品認証 (ライセンス)	ブランドオーナー	- 商品が、認証製品であるための基準を満たすことを認証 - 事業者が、認証製品に認証ラベルを貼付することを許可
	国際フェアトレード原料調達制度 (ライセンス)	ブランドオーナー	事業者が、認証原料の調達拡大目標を設定・宣言し、長期的に調達量の拡大を目指す制度
登録	完成品輸入・販売登録	完成品の輸入・販売事業者	海外で最終製品化され、認証された製品を輸入・販売することを登録

【サプライチェーンの各主体に必要な認証・登録例】



※国際フェアトレード認証は、原料が最終製品化するまでに原料・製品の所有権を保持する組織が取得する必要があります

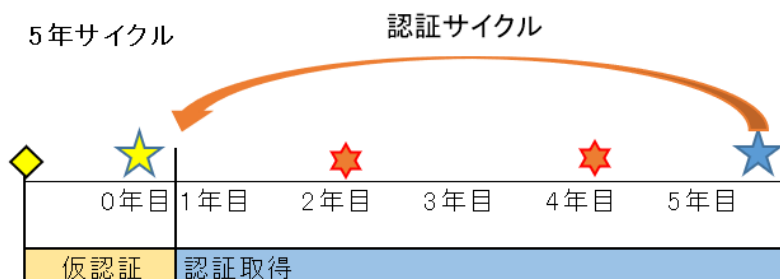
※国際フェアトレード原料調達制度は、ブランドオーナーが取得するケースが大半ですが、輸入・卸・製造事業者も取得可能です

認証サイクル

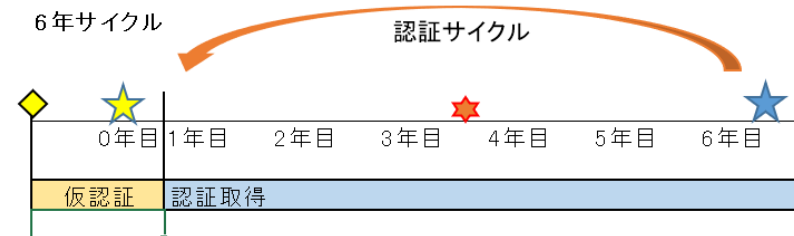
項目	トレーダー (輸入、製造、卸組織)	ライセンシー、小規模ライセンシー (注2)
仮認証期間	最大9か月	最大12か月
認証サイクル	5年	6年
認証書有効期間	6年	7年
リスクカテゴリー (注1)	A,B,Cの3つのカテゴリー	D,Eの2つのカテゴリー
監査頻度	リスクカテゴリーBの場合、5年の認証サイクルに中間監査2回と更新監査1回	リスクカテゴリーEの場合、6年の認証サイクルに中間監査1回と更新監査1回

注1：P5,6 参考資料を参照
 注2：次の条件を満たす組織をいう。
 ①年間総売上高が1億円以下である
 ②最終製品の製造と販売もしくは販売のみを行い（原料の卸販売なし）。ブランドオーナーとして認証ラベルの貼付を行う
 ③生産者からペイヤー（最低価格とプレミアムを支払う立場）として、認証原料・製品の輸入をしていない

トレーダー



ライセンシー & 小規模ライセンシー



◆ 契約締結 ★ 初回監査 ★ 中間監査
 リスクカテゴリーにより
 頻度・時期が異なる ★ 更新監査

監査の種類

監査の種類	説明	監査の方法	トレーダー	単独ライセンサー	内容
初回監査	仮認証から6か月(注1)以内に実施	実地	○	適用なし	発展項目を含むすべての項目
		リモート	適用なし	○	
更新監査	認証サイクルの最終年に実施	実地	○	適用なし	発展項目を含むすべての項目
		リモート	○(注2)	○	
中間監査	認証サイクルの間に数回実施	実地	○	適用なし	重要項目を中心に確認
		書類	○	○	
		特定項目（書類）	○	○	取引の記録を中心に限定された項目
		非通知（実地）	○	適用なし	前回の不適合項目、およびトレーサビリティ項目を中心に確認
		非通知（リモート）	○(注2)	適用なし	前回の不適合項目、およびトレーサビリティ項目を中心に確認

注1: ライセンサー、小規模ライセンサーは9か月以内に実施

注2: 原料の物理的な取扱いがない場合、マスバランスを適用している場合に適用される

監査の詳細は、R-04 認証・監査規定をご参照下さい：<https://www.fairtrade.net/jp-jp/for-business/how-to-get-involved/licensee-resources.html>

資料：リスクカテゴリー①

認証サイクル5年：輸入、製造、卸組織



カテゴリー	条件	認証サイクル	監査の頻度
A	下記のいずれかに該当する事業者	5年	認証サイクルに4回実施
	・監査において、不適合が確認項目の五分之一以上指摘された事業者		更新監査:1回
	・重要項目の不適合が要因で認証一時停止となった事業者		中間監査:3 回※
	・プレミアム750,000USD(約75,000,000円)以上に相当する取引をする事業者		※監査方法(実施、書類、特定項目
	・不適合の可能性を示す根拠のある報告、申し立て(allegation)がなされた事業者		監査)は認証事業者の不適合内容に
	・その他FLJが判断した認証事業者		よって決定する。
B	・監査での不適合数がほぼ平均値であった事業者	5年	認証サイクルに3回実施
	・(かつ/または)直近の認証サイクルで、重要項目の不適合が要因で認証一時停止となっていない事業者		更新監査:1回
	・(かつ/または)直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止、認証取消の経歴がない事業者		中間監査:2回※
			※実地又は書類監査1回(注1)、 特定項目監査1回
C	・監査での不適合数が低い事業者	5年	認証サイクルに2回実施
	・かつ、重要項目での不適合がない事業者		更新監査:1回
	・かつ、直近の認証サイクルにおいて一時停止、認証取消の経歴がない事業者		中間監査:1回 ※
	・かつ、ペイヤーではない事業者		※特定項目監査
	・かつ、認証サイクルを1サイクル以上経験している組織、またはフェアトレードの取引が非常に少ない事業者		
	・かつ、販売報告書の度重なる遅延のない事業者		
	・かつ、プレミアム150,000USD(約15,000,000円)以上に相当する取引をしていない事業者		
	・物理的に製品(原料)を取り扱っていないトレーダー		
注1: 物理的に製品(原料)を取り扱っていない事業者、マスパランスを適用している事業者は書類監査とする。			

資料：リスクカテゴリー②

認証サイクル6年：単独ライセンシー、小規模ライセンシー



カテゴリー	条件	認証サイクル	監査の頻度
D	下記のいずれかに該当する事業者	6年	認証サイクルに3回実施
	・監査において、不適合が確認項目の五分之一以上指摘された事業者		更新監査:1回
	・重要項目の不適合が要因で認証一時停止となった事業者		中間監査:2回※
	・直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止または、認証取消がなされたことがある事業者		※実地監査又は書類監査1回、
	・不適合の可能性を示す根拠のある報告、申し立て(allegation)がなされた事業者		特定項目監査1回
	・その他FLJが判断した認証事業者		
E	・監査での不適合数がほぼ平均値前後かそれ以下である事業者	6年	認証サイクルに2回実施
	・(かつ/または)直近の認証サイクルで、重要項目の不適合が要因で認証一時停止となっていない事業者		更新監査:1回
	・(かつ/または)直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止、認証取消の経歴がない事業者		中間監査:1回※
			※特定項目監又は書類監査1回

監査に関するQ&A

ご質問についてお答えします。

よくあるご質問

実地での監査について（輸入、製造、卸を行う組織が対象）



□ 監査にかかる時間はどれくらいでしょうか。

更新・初回監査の場合は、すべての項目について確認しますので、概ね4－5時間程度が目安となります。中間監査の場合は3時間程度です。

※認証の役割（輸入、製造、卸）によっても異なります。

□ 準備する書類は事前に連絡されるのでしょうか。

はい、実地監査の1か月前までに送付される「監査実施通知書」に記載してご連絡致します。

□ 製造委託先で監査を行うこともありますか。

はい、その場合には事前にご連絡致します。

よくあるご質問

リモート監査について



□ リモート監査の流れを教えてください。

リモート監査は、事前に報告書と添付資料をご提出して頂いた後、1時間ほどオンラインでヒアリングをさせていただきます。流れは以下となります。

1. 監査通知書、報告フォームの送付（FLJ）

2. 報告書のご提出（認証事業者）

報告フォームの該当項目につき記入し、提出期限までに添付資料と一緒にご提出頂きます。

3. 報告書のレビュー（監査人）

報告内容について、監査人が確認します。

4. ヒアリングの実施（監査人より）

報告書の内容、およびそれ以外の監査確認項目に関し、監査人がオンラインでヒアリングを行います。

5. 監査結果の通知（FLJ）

監査人からの報告を基にFLJが内容を確認し、不適合の通知、または認証更新の連絡を致します。

よくあるご質問

非通知監査



□ 非通知監査が実施される場合、いつ通知されるのでしょうか。

非通知監査を実施する場合、前日までにはメールや電話でご連絡させていただきます。

□ 突然監査を実施されても、書類の準備が事前にできないのですが。

非通知監査は事前に書類を準備して頂く必要はございません。前回監査の不適合項目を中心に、改善状況等を確認させていただきます。

□ 非通知監査にかかる時間はどれくらいでしょうか。

限定された項目のみを確認しますので、2時間程度をみて頂ければと思います。

よくあるご質問

監査費用について



□ 監査費用は別途必要でしょうか。

いいえ。監査費用は年間認証料、年間ライセンス認証料に含まれておりますので、監査費用を別途頂くことはございません。

ただし、重要な項目に対して不適合が発見され直ちに確認する必要がある場合等に実施される「臨時確認監査」については、追加で費用をお支払い頂きます。
(詳細は、R-04 認証監査規定6-1項を参照)

よくあるご質問

人権環境デュー・ディリジェンス（HREDD）について



- 2024年4月にトレーダー基準に追加された人権環境デュー・ディリジェンス要件について、詳細な資料はありますか。

はい、[こちらのサイト](#)にて資料をダウンロードして頂けます。



人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）ツール・資料

[国際フェアトレード・トレーダー基準（日本語）](#)

1. 人権・環境デュー・ディリジェンスとは？

- **中小規模トレーダーのためのガイドブック**（2024年12月改定）
※旧版：中小規模の「ファーストバイヤー」のためのガイドブック
◦ すべての中小規模企業にご利用頂けます。
[Fairtrade_HREDD-guide-for-traders_V2.0_JP.pdf](#) 1323.6KB
- **小規模・零細企業向け人権・環境デュー・ディリジェンスガイド（導入編）**
◦ 小規模ライセンシー向けのガイドブックです。
[People-and-planet-HREDD-guide-final_ja_final.pdf](#) 1004.2KB
- **NEW! よくあるご質問（FAQ）**
これまでに頂いた人権・環境デュー・ディリジェンスに関する質問をまとめました。
[FAQ_2025.10.03.pdf](#) 694.2 KB

監査のポイント

トレーダー基準

監査でよく指摘される不適合項目について解説しています。監査の前にご確認下さい。

「CC No.」は監査確認項目リストの番号です。

監査確認項目は下記のウェブサイトからご確認頂けます：

<https://www.fairtrade.net/jp-jp/for-business/how-to-get-involved/audit.html>

CC No. 2.1.1.12：書類上でのトレーサビリティ要件

認証事業者は認証製品（原料）の全ての搬入、加工および販売に関する記録を保持すること。記録は、FLJ（認証機関）が認証製品（原料）の出荷から搬入まで遡って追跡できるようにされていること。フェアトレードとして販売された重量は、歩留まり率(重量の減少)を考慮して、フェアトレードとして購入した重量を超えていない。

CC No. 2.1.1.01

認証事業者は、追加施設（保管倉庫、製造委託組織など）とのやり取りを含め、販売と購入に関するすべての書類において（例：請求書、納品書、注文書など）、認証原料（製品）を「フェアトレード」として明確に識別すること。

- トレーサビリティの目的は、調達量を上回るフェアトレード製品が販売されていないかを確認すると共に、問題が生じた時に、どの製造が問題だったのか、問題の製品はどこにどれだけ出回ったのかなどを特定し、早急に有効な対策を打ち出すことにあります。
- 認証製品（原料）がどこから購入され、いつ加工され、どこに販売されたかがわかるよう、取引や製造の日付、製品の形状・種類、量、などを実証できるしくみを整備して下さい。
- 認証製品（原料）は、すべての文書で識別される必要があります。
- 製造記録、在庫管理表などは手書きでもよいです。

CC No. 2.1.2.02/ 2.1.2.06：物理的トレーサビリティ要件

（カカオ、さとうきび糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される）

すべての段階(例：保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)におけるフェアトレード製品に加え、関連する記録や書類上においても、製品につくロット番号や識別マークにより、認証原料（製品）をフェアトレードとして識別できること。

- 原料購入、保管、製造、出荷の過程で認証原料と非認証原料が混在するリスクがないように管理をお願い致します。
- 製造委託先においても、認証原料が非認証原料と分けて保管、製造されているか、書類で「フェアトレード」の識別がされているかを日頃からご確認下さい。
- 認証組織に製造委託組織の管理、監督責任があります。
- 委託先の不適合は、認証組織の不適合として指摘します。是正措置の実行までの確認をお願いします。

CC No. 1.2.0.01：認証ラベル使用の許可

（最終包装製品及び半製品のパッケージ、その他広報物において、国際フェアトレード認証ラベル、または国際フェアトレード認証を参照している認証業者にのみ適用する）

認証事業者は、国際フェアトレード認証製品とその他広報物における認証ラベルの使用、国際フェアトレード認証についての言及について、（使用する前に）FLJと有効な契約を締結していること。また、事前に記載内容についてFLJから承認を受けていること。

- 製品パッケージ、ウェブサイト、広報物への認証ラベルのご利用について、申請がなされていないケースがございました。
- 認証ラベルやフェアトレードの説明を製品パッケージ、広報物、販促物などにされる際には必ず事前に申請をお願い致します

CONNECTより申請をお願いします <https://www.connectfairtrade.org/ja>

CC No. 1.1.0.05：製造委託組織の登録

（認証範囲に含まれていない施設には適用されない）

認証事業者に付随する、フェアトレードに関連する活動を行っている全ての追加組織（製造委託組織、輸入代行組織）、製造拠点がFLJに登録されていること。また、「製造委託組織」として登録された組織が、製造委託組織の定義に該当していること。

■ 「製造委託」の定義

認証原料の加工や小分けを行うが、委託元から認証原料が支給され（売買を行わない）、製品（原料）の法的所有権をもたない会社。

- 委託組織が決まりましたら製造開始前に、製造委託申請書（様式C）をご提出下さい。

■ 様式Cダウンロード：

<https://www.fairtrade.net/jp-jp/for-business/how-to-get-involved/licensee-resources.html>

- 製造委託先と、下記の項目に関して覚書の締結をお願い致します（CC 1.1.0.06）。※監査の際に内容を確認させていただきます。

- ✓ 国際フェアトレード基準の遵守
- ✓ FLJが各事業者の現地監査を行う権限を持つこと

★変更★

2023年2月より、原料倉庫の登録と覚書の締結が不要となりました。

CC No. 1.2.0.02：製品の承認確認

（ライセンシーの製品を包装する製造組織にのみ適用）認証事業者はCONNECTの製品承認記録、または製品申請書のコピーを有していること。

- 他社のライセンス製品を製造する場合は、ライセンシーより製品やパッケージが承認されているかを確認してから製造を開始して下さい。ライセンシーより、右記①、または②の書類を受領して下さい。

- 製品の承認を確認する書類：

①CONNECTの承認画面

②CONNECT「ライセンス製品認証書」

<https://www.connectfairtrade.org/ja/resource/list?r.m=2000&n=1>

CC 2.1.1.14/2.1.1.15：マスバランス品の区別

（カカオ、さとうきび、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶）（認証原料、中間製品を購入/販売する場合に適用される）

売買に関する書類には、製品が物理的トレースがとれたものか、マスバランスが適用されたものなのかを明記すること。

- マスバランス、または物理的トレーサビリティが適用されているかによって製品に貼付する認証ラベル、フェアトレード説明文が異なります。
- それに伴い、マスバランスが適用される茶、砂糖、カカオ、フレッシュジュースに対し、原料を売買する場合にマスバランス品か物理的トレースがとれたものかを記載することが求められております。
- 製品に使用されている原料に適用されている基準（マスバランス/物理的トレーサビリティ）を原料購入時に確認し、契約書、請求書などの書類にも記載されているかをご確認下さい。

監査項目の説明

人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）

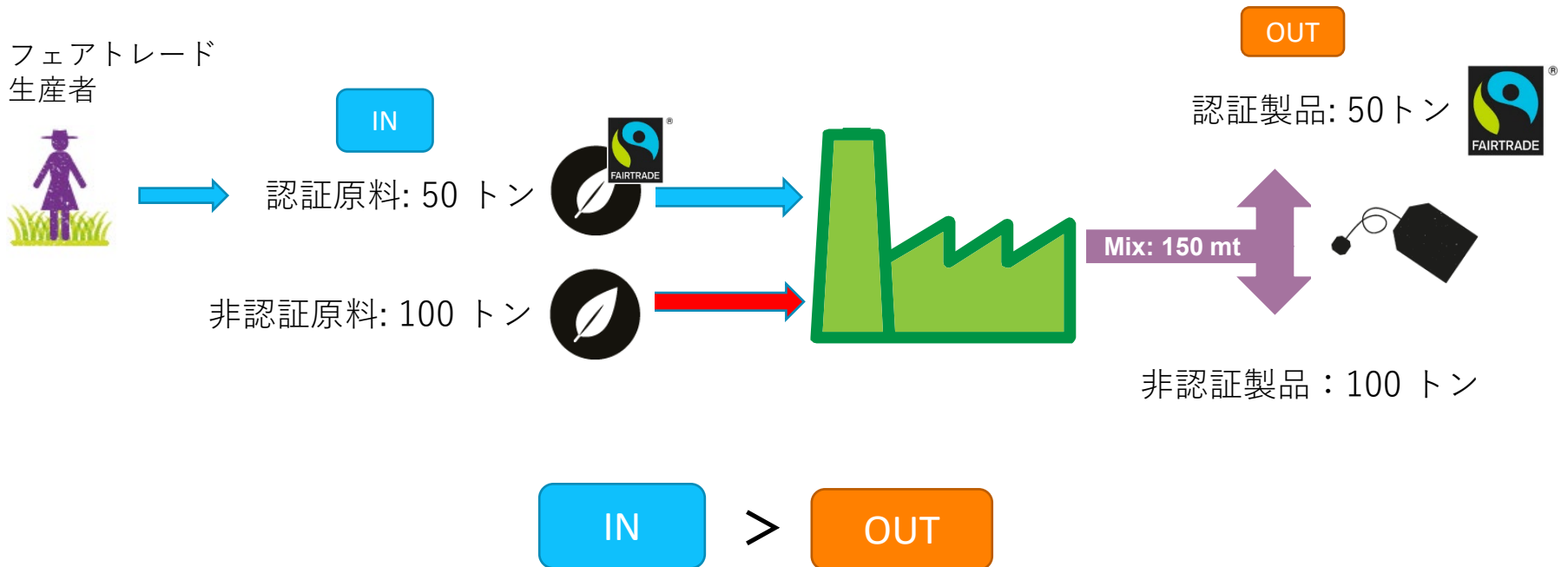


人権・環境デュー・ディリジェンスに関する監査のポイント、基準詳細は[こちらのサイト](#)よりご確認下さい。

参考資料

資料：マスバランス

(対象) 茶、フルーツジュース、砂糖、カカオ



常に、販売された認証原料の量 (OUT)が、調達量(In)以下であればよい。
※実際の適用では、製造におけるロス分、製品のレシピを考慮する

詳細はこちら (英語) :

<https://www.fairtrade.net/en/why-fairtrade/how-we-do-it/how-does-the-label-work/traceability-in-fairtrade-supply-chains.html>